

令和3年（ネ）第101号 安保法制違憲・国家賠償請求控訴事件

控訴人 海保 寛外

被控訴人 国

控訴審第8準備書面

(控訴人らの人格権・人格的利益の侵害について)

令和4年6月10日

福岡高等裁判所 宮崎支部 民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 後 藤 好 成

弁護士 松 田 幸 子

弁護士 久保山 博 充

弁護士 山 田 秀 一

弁護士 江 原 健 太

他22名

第1 はじめに

本準備書面においては、控訴人らが主張する人格権の内容と、それが国家賠償請求上の被侵害利益性があること、および新安保法制法の立法行為によりそれが

現に侵害されていることを主張する。

これらについては、本書面と同時に提出する志田陽子教授の意見書（甲B184号証）において詳細な分析がなされている。

人格権は、直接憲法等に明確に規定された人権ではないにもかかわらず、民事訴訟において裁判所が個人の尊厳と基本的人権を擁護するその役割を踏まえ、積極的に解釈を積み上げ発展させてきたことによって、判例法上確立されてきた権利（法的利益）である。また、判例学説の発展に従い、その具体的内容がより精緻化している。そのことについては、原審においても主張立証してきた（原審第7準備書面，第24準備書面，甲B8～16号証）。

本件においては、これら判例学説の成果を踏まえ、控訴人らの訴える人格権ないし人格的利益について、安易な切り捨ての方向ではなく、より踏み込んだ視点からその侵害の有無を判断すべきである。

第2 人格権の捉え方

1, 基本的視点

人権保障の本質は少数者の権利・利益保障にある。司法の究極的役割もそこにある。すなわち、間接民主制による議院内閣制の元では、立法府と行政府の一体性により、多数決原理によって個別の政策が決定される。しかし、多数決原理による意思決定が常に正しい保障はなく、誤った意思決定がなされ、少数者の権利を抑圧する事態も起こりうる。しかも、立法府と行政府がそれを自ら修正することは期待できない。そのため、憲法は多数決をもってしても奪えない個人の権利・利益の保護を立法府と行政府とは別の独立した機関である裁判所の役割としたものである。このことは、次のような自衛官合祀事件最高裁判決における伊藤正己裁判官反対意見が端的に述べている。以下引用する。

「私は、基本的人権、特に精神的自由にかかわる問題を考える場合に少数者の保護という視点に立つことが必要であり、特に司法の場においてそれが要求される

と考えている。多数支配を前提とする民主制にあつても、基本的人権として多数の意思をもつても奪うことのできない利益を守ることが要請されるのはこのためである。思想や信条の領域において、多数者の賛同するものは特に憲法上の保障がなくても侵害されるおそれはないといつてもよく、その保障が意味をもつのは、多数者の嫌悪する少数者の思想や信条である。宗教の領域にあつては、わが国における宗教意識の雑居性から宗教的な無関心さが一般化しているだけに、宗教的な潔癖さの鋭い少数者を傷つけることが少なくない。「たとえ、少数者の潔癖感に基づく意見と見られるものがあつても、かれらの宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもつてしても許されない」という藤林裁判官の意見（多数意見引用の昭和52年7月13日大法廷判決における追加反対意見）は傾聴すべきものと思われる。本件において、被上告人は宗教上の潔癖感が余りにも強いという批判もありうるかもしれない。しかし、そこに少数者にとって守られるべき利益があるというべきであり、宗教的な心の静穏は少なくとも不法行為法上の保護を受ける利益であると認めてよいと思われる。このような心の静穏は、人格権の一つといふことができなわけではないが、まだ利益として十分強固なものとはいえず、信仰を理由に不利益を課したり、特定の宗教を強制したりすることによつて侵される信教の自由に比して、なお法的利益としての保護の程度が低いことは認めざるをえないであろう。しかし、そうであるからといつて、宗教的な心の静穏が不法行為法における法的利益に当たることを否定する根拠となりえないことはいうまでもない。」（最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁）

人格権の本質は後述するが、その性質上極めて個別性の強い権利・利益であると言える。同じ事象に対して、個人がどのように向き合い、どのように捉えるかは多様なものがありうる。本件においても、新安保法制法が対象とするのは平和と安全保障に関わる問題であるから、客観的には全ての国民に関わる事象である。しかし、仮に多くの人々が、自分の権利利益との関連性に思い至らず、あるいは思い至って不安を覚えたとしても考えないようにしてやり過ごしたりしたからと

言って、敏感に危険を感じ取り、自らの人格の深いところを著しく傷つけられたと感じる人の権利・利益が法的保護に値しないと断じることができない。それは、あたかも、同じような環境被害を受けている住民がいても、被害を訴える者と訴えない者が存在する場合、訴えない者が存在することをもって訴えた者の被害を否定できないのと同様である。また、個人の尊厳を基盤とした多様性を尊重するという意味からも、多数派あるいは（日本）社会の同調的伝統からの少数個人の権利・利益の尊重と「寛容」が求められる。ここに言う寛容思想は宗教の場面で重要となるが、それに限定される価値としてではなく、政治的なあるいは社会的な領域・文脈においても少数意見の自由と共存を図る思想にまで広げられることによって、近代社会の構成原理とされた。それは自由主義的思考と結びつけられて「多数の意思に抗して（従って民主主義的な国家意思に抗して）も、自己を主張する可能性を個別意思に保障することを要求するものである。政治共同体から離れた個人のあり方に究極の価値が置かれており、自由主義の核心は「良心の自由」にある（中川明著 『寛容と人権』一憲法の現場からの問い直し 岩波書店 141頁）。

2、人格権に対する理解について ～志田意見書（甲B第16号証）及び追加意見書（甲B184号証）に基づく主張～

(1) 原判決における人格権理解に関する誤り

① 原判決における「平和のうちに生存する権利」の具体的権利性の否定

原判決は、「平和のうちに生存していくことと各人の基本的人権が保障されることとは極めて密接に関連しているものということができる。」としつつ、「それ自体を具体的な基本的人権その他の権利利益を保障しているものと解することはできない。」とし、「平和のうちに生存する権利なるものが具体的な基本的人権その他の権利利益として保障されているものと解することは困難であると言わざるを得ない」とする。

そして、「平和とは、理念ないし目的としての抽象的な概念であって」、「平和のうちに生存する権利」なるものの具体的な内容を一義的に確定することも困難である。」とした上で、憲法第3章の各条項についても「これを解釈する際に「平和のうちに生存する権利」という理想を斟酌することはあり得る」としながら、「平和のうちに生存する権利」なるものの具体的な内容を一義的に確定することが困難であることからすると憲法13条を含む第3章の各条項を根拠として「平和のうちに生存する権利」が具体的な権利利益として保障されると解することもできない。」とする。

② 原判決における主権者としてないがしろにされない権利利益侵害，憲法改正・決定権侵害における具体的権利性の否定

また，原判決は，控訴人らが主張する人格権たる主権者としてないがしろにされない権利利益侵害，憲法改正・決定権侵害について、「控訴人らが本件各法律の審議の経過等を含む本件各行為に失望と憤りを抱いていること自体は了解可能であるが」としつつ、「憲法改正・決定権なるものが，国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益であるということとはできない。」とその具体的権利性を否定し，人格権としての主権者としてないがしろにされない権利利益についてもこれを否定している。

しかし，憲法条文は，国家と人間との関係について定める基本法であり，必然的に抽象的な文言で書かれざるを得ず，その判断には，その抽象的な文言の背後にある法原理や歴史的経緯を把握し，現在提起されている問題との本質的合致の有無を見出す作業，すなわち法的推論作業（当該の問題を扱うにふさわしい法理の確認や該当性判断，そのための訴えの対象となっている事柄に係る立法事実や，被害に係る社会的実情を精査するなどの思考作業）が不可欠であり，当該問題の文言が抽象的であることは法的救済を拒む理由，又は裁判所がこの法的推論作業を拒む理由とはならない。

原判決の判断は、単に憲法条文の文言の表層を読んだだけの内容となっており、権限を有する裁判所の憲法解釈の名に値しない。

実際に、裁判所は、様々な法領域で、実践的課題に応じて、そうした法的推論作業を通じて、明文にない権利を多々認めている。とくに民法と憲法にまたがる人格権分野では、プライバシー権、肖像権、氏名使用权、パブリシティ権などがこれに当たり、裁判所は明文規定のない「プライバシー権」を、明文規定のある「表現の自由」を制約する効力を有する法的「権利」として認めている。また、過去の集団予防接種事故訴訟においても、個々の公務員の過失の有無を超えた組織的過失を厚生労働大臣の過失として認め、これによって賠償による救済の道を開くなど、「法の缺欠（けんけつ）」や「救済の谷間」と呼ばれるような事案について、缺欠ないし谷間を埋めるための解釈を行ってきたのである。

本訴訟もこのような高度な解釈姿勢が必要となる事例である。このように法制度の本旨と人権保障の本旨を論理的・合理的に認識し、そこから論理的・合理的に演繹する解釈は、裁判所の職責に属する正当な法解釈および法適用というべきものであって、裁判所が政治部門に対して自己抑制する必要のないものである。

こうした先例が存在するという事実には照らすと、原判決は、法の解釈適用作用を委ねられた国家機関としての職責を尽くしたものとは到底言えない。

③ 原判決における人格権侵害に対する判断

①②で述べた各権利・利益は、人格権の一類型もしくはこれと密接に関連する。すなわち、控訴人らが本件で主張する被侵害利益としての権利・利益は全てが人格的利益を根源とし、その発展生成中の権利ないしは法的利益と捉えることができる。①②について安易な切り捨てをした解釈態度が、人格権・利益の捉え方をも極めて限定的なものにしてしまっている。その結果、原判決は、

控訴人らが主張した人格権としての生命、身体及び精神に関する権利利益及び平穏な生活を送る権利利益についても、「国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められないし、その具体的な危険が生じたとも認められない。」、「控訴人らの生命及び身体に対する具体的な危険が客観的に生じたとは認められないから、控訴人らの生命、身体及び精神に関する権利利益としての人格権が侵害されたとはいえない。」、「本件各行為により、新田原基地が武力攻撃やテロリズムの対象になったともその具体的な危険が客観的に生じたとも認められないし、その周辺の住民である控訴人らの平穏な生活が現に脅かされているとも脅かされる蓋然性が生じたとも認められない。」として、人格権侵害を認めなかった。

しかし、このような判断は、人格権の重要な本質を敢えて切り落とすものである。

人格権の核心は、身体的・物理的な被害のみならず恐怖感、焦燥感などの精神的側面について法的利益を認め、これへの侵害を権利侵害として認めたことにある。身体的・物理的利益は、「人格権」を援用するまでもなく、直接容易に権利性ないし法益性が認められるからである。

原判決は、精神的被害に係る人格権について、不可欠な法的推論作業を怠り、民事法領域での裁判所の判例法理の蓄積を殊更に無視するものであり、決して許されるものではない。

(2) 人格権の性質について

① 人格権の包括性と具体性

憲法13条は、人権の総則的な位置づけにあり、人権全体を包括する内容を持っている。その包括性から、実際の訴訟においては、憲法上保障された諸権利の中でより個別具体的な権利がある場合にはそれに依拠すべきことになる。憲法13条における人格権が裁判で直接に根拠条文として出てくるのは、他の

個別の人権規定ではカバーできない問題が生じたときである（甲 B 第 16 号証 2（3）①）。人格権の特徴は、そのような包括性と、これが人間の生活の具体的な場面に応じて具体化されてくるときの個別具体性である。この個別具体性の側面を「支分的権利」ないし「支分的類型」と呼ぶことができるが、人格権の理解においては、この包括性と支分的類型が同時に並行して理解されることが必要である。

これまで、「人格権」ないし「人格的利益」という包括的な概念のもとに、当該事例に即した支分的な利益（たとえば「プライバシー権」や「期待権」など）を提示するという理論構成を採り、判例法理が形成されてきている。

したがって、これらを束ねる概念である「人格権」の全体を「抽象的権利」と見てその内実ごと退けることは、この 50 年あまりの裁判所の判例法理形成の尽力を自ら捨て去ることになり、司法における法的安定性を著しく損なうことになる。すでに確立している判例法理が自分にも平等に適用されると信頼して提訴に踏み切った者に対して、その信頼を揺るがせることは、「裁判を受ける権利」の実質を損なう結果にもなる。

また、社会的必要性に応じて新たな支分的利益が認められつつあるのが「人格権」と呼ばれる権利群の特徴である。そのため、裁判所は、このカテゴリーの権利・利益については、まだ確立に至っていないことを理由に救済を拒むのではなく、現在の社会的必要性を被害実態に即して考察し、必要な場合には新たな支分的利益を認めることによって救済が図られるべきである。

② 憲法上の権利かどうか拘泥されるべきではないこと

人格権とは、「人格権」という名称を包括概念とする一群の支分的権利群ないし支分的利益群であるが、これを統合する中核概念として、「尊厳」が挙げられる。日本国憲法には 13 条に「個人の尊重」、24 条に「個人の尊厳」という文言が明文規定されており、国政や地方自治が個人を黙殺し犠牲にする形で進められてはならない、という基本理念が明確に読み取れるように記されている。

ここにさらに、国際社会で共有されている「人間の尊厳」の観念が合流し、人間が人間らしい社会生活を送るにあたって必要不可欠の要素として「人間の尊厳」という普遍的な根本原理が認識され、「人格権」もここから直接かつ必然的に導き出せるものとして受容されるに至っている。

ただし、本件で主張されている人格権の内容は、こうした普遍的概念を理論的中核ないし源泉としつつも、実際の裁判では、より具体的・実定的・実践的な民法上の権利として(民法709条および710条の不法行為論における「権利」として)発展してきたのであり、人格権を憲法上の議論としてのみ位置づけ、この権利は憲法上確立された権利とはいえないので法的主張の根拠とならないとすることは誤りである。

小説作品がプライバシー権侵害に問われた「石に泳ぐ魚事件」最高裁判決においては、人格権としてのプライバシー権に基づいて差し止めを認める判決が出されている(最高裁第三小法廷平成14年9月24日判決, 集民第207号243頁)。「表現の自由」との衝突事例では「表現の自由」の価値と要保護性が重く斟酌されるために、人格権が譲歩を迫られがちであるが、「人格的価値を侵害されたものは、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」と判示し、人格権(それとしての個別明文規定のない、人格権としてのプライバシー権)に基づく差止めが認められた(甲B第16号証 3(2)①)。

本件は、新安保法制の憲法適合性に関する判断を必要とする案件ではあるが、憲法81条によって裁判所に付与された違憲審査権においては、まず当該の訴えが民法等の実定法上の事件性・争訟性を有すること、この争訟を解決するために憲法判断が必要であることが、憲法判断が行われることの条件である。そして、その際に当該の訴えの出発点となる事件・争訟は、直接に憲法上の権利侵害問題であることを要さず、民事上の権利衝突の問題であったり、その適用

の問題であつたりする。

この点、本件における控訴人らの訴えも、まずは民事法上形成されてきた「人格権」の訴えとして検討し、その権利侵害性と法的救済の必要性を検討するにあたって、憲法判断が必要となるという理路で理解すべきものである。

そのため、控訴人らが訴えている権利のうち「平穩生活権」などの人格権にかかわる問題については、まずは民事裁判の領域で形成されてきた人格権法理に該当するものである。したがって、裁判所は、この問題を《憲法に明文規定があるか》という表層の議論によって処理するのではなく、民事法領域で具体的事案の数々を通じて蓄積されてきた法理と照合する作業をしなければならぬ。原判決もこれを否定するものではないと解されるが、判文からは必ずしも明確ではない。念のため指摘する。

③ 尊厳型・身体的物理的被害性と、自律型・精神的主観的被害性について

なお、近年の実践的課題に対処する中で精錬され発展してきた権利である人格権には、二つの大きな柱が認められる。ひとつは、自律型・自己決定型の人権であり、憲法上の「表現の自由」との対抗関係に立つ重要な権利として格上げされて憲法13条の「幸福追求権」に含まれる内容として認知されてきた。もう一つは、近年の生命倫理や福祉国家における国家の規範として、人間を冒瀆的に扱ってはならない、自己の意思決定を十分に行えない精神障がい者や知的障がい者であっても冒瀆的な扱いや生命倫理に反する扱いをしてはならない、という規範を導き出す、「人間の尊厳」型の議論である。

これらは、「人間の尊厳」型の人権概念と「自律」を核とした人権概念が時には緊張関係に立つこと、したがってこれらは、どちらかに統一吸収させることのできない二つの理論的支柱であること、これが生命倫理や福祉などの分野で実践的な課題に深くかかわる問題になっており、本件における人格権の主張の中にも、こうした《二つの理論的支柱》が存在する。

なお、生命・尊厳型的人格権が害されている時には、被害者に意識がない場合や被害を受けている認識がない場合、自己の被っている害について十分な認識ができていない場合、あるいは被害者が災害地や実質的な戦闘地域に派遣された後に連絡が取れなくなったといった場合に、家族が代位して差止め請求や損害賠償の訴えを起こすことができると考えるべきである。

他方で、自律・自己決定型的人格権の場合には、他の人ならばそれほど深刻に考えないようなことが当人には真剣な人生形成の一要素である場合が多々あり、この種の権利侵害の有無を認定するに当たっては、当人の信条や人生観、生活歴などを前提として確認しなくてはならない。

これまでの裁判で認められてきた人格権の諸相を見ると、実際にはそれぞれの支分的類型に、上記の両方の要素が含まれていることが多いのであり、これらは理念系としては分けて検討する必要があるが、実際には両者の境界は、グラデーショナル的なもので、あいまいな場合もある。

④ 人格権の支分的類型

これらの人格権の性質を踏まえて、人格権の類型を整理すると以下のとおりとなる（志田意見書（甲 B 第 16 号証））。

- (ア) 生命、身体、健康への侵害またはその危険にさらされない権利（生命権）
- (イ) 生命、身体、健康への害を受ける恐怖・不安から免れる権利
- (ウ) 平穏な生活を害されない権利（平穏生活権）
- (エ) 内面における生活（内心の静謐）を害されない権利
- (オ) 自律的な生き方を害されない権利
- (カ) 自己情報にかかわる人格権（名誉権、プライバシー権、肖像権など）
- (キ) 手続きや契約が遵守されることに関する期待権

そして、こうした権利・利益を総合的に包摂するものという意味での「人格権」を「包括的人格権」と呼ぶことができ、この（ア）から（キ）までの類型をその

下位類型として「支分的類型」と呼ぶことができる。

(3) 人格権の性質を踏まえた人格権侵害の判断について

① 総論

人格権侵害に関する判断については、①包括的人格権と支分的類型、②憲法上の権利かどうか拘泥されるべきではないこと、③人格権の尊厳型・身体的物理的被害性と、自律型・精神的主観的被害性などを特徴とする人格権の性質に基づいて、当該問題を扱うにふさわしい法理の確認や該当性判断、そのための訴えの対象となっている事柄に係る立法事実や、被害に係る社会的実情を精査するなどの法的推論作業が尽くされなければならない。

② 基地騒音国賠訴訟宮崎地裁判決について

そのような判断に関して注目されるべき裁判例として、宮崎地方裁判所令和3年6月28日判決（基地騒音国賠訴訟）が挙げられる。

この事案は、原告らが軍事基地から発せられる航空機の騒音に悩まされているものであり、上記支分的類型のうち（ア）（イ）（ウ）（エ）にまたがる内容のものである。裁判所はこの騒音被害につき、まずは外的・客観的な騒音があることを数値によって認定し、次に一定区域内に居住する原告らにつき受忍限度を超える被害があったと認定した。

その際、まず「生活妨害」という用語において被害を認めた部分は、上記支分的類型の（ウ）の平穩生活権への侵害を認めたということである。この判決はこれに加えて、聴覚障害が生じるおそれを感じていた原告らについて、聴覚障害そのものは認められないが、そのおそれを感じたことの心理的被害は認められるとしている。これは、上記支分的類型の（ア）を認めるには至らないものの、（ア）の不安を感じたことにつき（イ）の心理的被害があったことを認めた、ということである。また、この（イ）の害は当然に（エ）の内心の静謐を

害するものでもある。宮崎地裁判決では、(エ)に相当する問題一般を「心理的被害」として認め、また生活妨害一般を(ウ)の平穩生活への被害として認めた上で、そこにさらに(イ)の健康被害が生じることへの不安が認められる者につき、この部分を重く斟酌した、という構成となっている。

本件安保法制違憲訴訟においても、人格権に関する判断については、この宮崎地裁令和3年6月28日判決の理論構成および該当性判断を参考とすべきである。

③ 人格権侵害に関する判断方法

上記宮崎地裁判決は、(ア)から(キ)の支分的類型のうち(イ)については、身体・健康への被害が現に生じていなくても、その不安、怖れが生じていることを権利侵害として認定する法理が存在していることを、認めるものである。またこの判決では、健康被害という明確な身体的被害までは認定できない被害も「精神的被害」として認められているが、これは、平穩な生活や内心の静謐が害されている状態を被害として認めたと見ることができる。

したがって、上述の(ア)のレベルの物理的身体的な被害が認められないことをもって、人格権ないし人格的利益への侵害というべきものはない、と訴えの全体について断じることとはできず、提訴者の訴えについて上記の類型の(イ)(ウ)(エ)等に該当する訴えの部分を検討すべきである。

そして、仮にこれらの訴えを安全保障上の必要性との比較で棄却しようとするのであれば、その前に、国の側に以下のような「正当行為性」が認められるかどうかを検討しなければならない。

たとえば、救急車や消防車がサイレンを鳴らして公道を走ったことにより、生活の平穩を害された人や内心の静謐を具体的に害された人、恐怖発作を起こし深刻な心身への被害を受けた人がいた場合、この音は通常は正当行為として正当化される。しかし、搬送すべき病人、あるいは火事等の通報が存在しない

のに、徒に騒音を拡散させている車両があつて、これが人に恐怖感や焦燥感を与えていたとしたら、その車両の運転者は、人の平穩生活権や内心の静謐を害しており、それを正当行為として違法性阻却する理由も見いだせない。さらにはこの車両が違法な走行をしていた場合、あるいは違法な法令や業務命令に基づいて走行していた場合には、その法令または業務命令の違法性が、法的判断の対象となる。

ここで国は、提訴者の請求を退けようとするならば、提訴者が受けた被害について、この被害を受忍させるだけの正当行為性があつたこと、また《違法な根拠に基づいて被害を生じさせたのではないか》という疑義を退けるに足る根拠——2015年以降の新安保法制が正当な根拠（たとえば真に切迫した必要性）の上に成り立っている、という根拠——が存在したことを、立証する必要がある。訴訟の基底にある当事者主義の原則から言えば、裁判所は、被告がこうしたことを立証しようとする答弁を行っていない中で、提訴者の訴えを検討なしに棄却することはできないはずである。

④ 各支分的類型について

ア 生命、身体、健康への侵害またはその危険にさらされない権利（生命権）

（ア）の生命、身体、健康への侵害またはその危険にさらされない権利（生命権）の類型は、本来であれば「人格権」よりも「生命権」という別のカテゴリー（国政上もっとも強い保護を求め得る憲法上の権利）として構成すべきものである（前述）。しかし、判例上人格権の一類型としても把握されている。

（ア）の生命・身体・健康にかかわる権利は、人間の物理的身体性の絶対的不可侵性から、絶対的保障が要請される。ここに物理的具体的な侵襲があつた場合には、受忍限度を論じる余地はなく、ただちに法的救済が認められるべきである。

イ 生命、身体、健康への害を受ける恐怖・不安から免れる権利

(イ) の生命、身体、健康への害を受ける恐怖・不安から免れる権利の類型は、環境汚染や騒音被害が健康を害する蓋然性が高いと認められるときにその害の原因の除去・差止め・賠償を求める根拠として、重視されてきた。とりわけ被害が起きてからでは回復の困難な事柄であることに鑑みて、回復不能の被害が生じる前に影響を受ける当事者の危惧感、恐怖感などを契機としてその蓋然性が認められるならば法的救済の対象とする、ということが (イ) の人格権の核となる論理である。

ウ 平穏な生活を害されない権利 (平穏生活権)

(ウ) の平穏生活権は、主として外部から客観的に認識できる生活妨害を加えられた場面を問題とするものである。(もっとも、後記のとおり、必ずしも直接的に外部から客観的に認識できる生活妨害を加えられたとまで言えなくても、内心の静謐を害された結果、現実に平穏な生活を営むことを困難にするほどの事態に至った場合は、平穏生活権が害されているといえる。)

エ 内面における生活 (内心の静謐) を害されない権利

これに対して、(エ) 「内心の静謐」への被害は、より心理的・内面的かつ相対的な被害である。

この心理的・内面的かつ相対的な被害について見てみると、たとえば人格権のうち最も代表的なものは名誉毀損の保護法益としての「名誉権」であるが、裁判所は、刑法上の名誉毀損に該当するとまでは言えないが本人にとっては耐えがたい侮蔑的・嘲笑的な言葉を繰り返されたといった主観面・感情面での被害について、民事訴訟のほうでは「名誉感情の毀損」をも名誉毀損として認める、という形で法的保護を与えている。

また、近年では、SNS上で不特定多数者から誹謗中傷を受けたことで自死に至ったという例が実在し、国(総務省)もこの問題を真摯にとらえて法改正(「プ

ロバイダ責任制限法」の改正)に動いている。こうした最近の社会と法制度の動きから見ても、人の内心に耐えがたい苦痛や動揺が加えられることが、法的対処・救済を要する深刻な問題であることを、法務の課題として真剣に考えないわけにはいかなくなっているのである。このことに鑑みたとき、「内心の静謐」を害する事態が現実の人間に深刻な心理的被害を与える場合があることを、従来以上に重く斟酌する必要がある。

そして、比較的外面的な「生活妨害」の問題と考えられる平穏生活権に比べ、比較的内的な被害の問題を扱う「内心の静謐」の場合、静謐すなわち内的平穏を「害された」とはどういうことを言うのかと考えたとき、その前提に、「当人にとっては何の状態が平穏な内心状態なのか」という問題が必ず先行する。

こうしたときに、これまで判例で認められてきた概念の中では、その外面については「平穏生活権」があり、耐えがたい苦痛・焦燥を余儀なくされたという内面については「内心の静謐」という概念がその受け皿となる。しかしここでいう「静謐」とは、デシベルのような値で示せるような事柄ではなく、当人がある状態や実践を自己の日常的な生き方の重要な要素としていることを前提として、これを不当に害されたことによって当人の内面に生じたフラストレーションが、苦痛や焦燥感として経験されると考えられる。

たとえば、一貫した信仰に基づく礼拝や弱者救済活動を日常生活に組み込んでいる人がこれを妨げられたり耐えがたい葛藤状態を強いられたりしたとき、憲法20条「信教の自由」の趣旨からは、それらの宗教実践が保障されていることが確認できるので、裁判所はまずこのことを重く斟酌すべきである。このとき、宗教実践を妨げられている当人の心理的苦痛は、その信仰を共有していない人には理解しがたいものかもしれないが、このとき法は、これを理解できない人々を基準にしてこの苦痛を否認してはならず、その行為を継続して行う自由や、当人の意に反して何らかの宗教実践を強要しないという形の尊重を守ることを、裁判所にも国にも求めている。職業実践にも同じことが言える。職業選択の自由や居住

移転の自由を定めた日本国憲法22条は、講学上は「経済的自由」に分類されているが、近年では、その人格権的側面——その遂行・追求には金銭的利益の追求には還元されえない精神的側面が存すること——が重視されるようになってきており、その部分には上に述べたことと同じ理路が当てはまる。

しかし宗教実践や生業として成立している職業に限らず、人にはそれぞれ、「それを害されたときには深刻な苦痛や自己瓦解感が生じる」という事柄がありうる。これは「生き甲斐」や「ライフワーク」という表現が当たるが、これの大切さは人の寿命が長くなった近年、とくに重く認識されるようになってきている。これを尊重しこれを妨げる侵害から個人を救済する法概念としては、憲法13条の「幸福追求権」があり、不当なまたは不必要な理由によってそうした個人の生き方の追求を妨げる制約を公権力が課してはならない、という一般原則が導かれる。そしてこれが現に害されているとき、その問題の真の解決はその制約を差し止めて除去することではあるが、付加的に、そうした妨げがあったことによる精神的損害を法的救済の問題とすることができると解すべきである。この問題の受け皿となるのが、人格権の中の「内心の静謐」である。逆からいえば、ある行為が「内心の静謐」を害しているというとき、それは、当該の行為が被害者の自律的な活動や生き方（憲法13条「幸福追求権」によって保護されるもの）を害しているからである。したがって、「内心の静謐」が害されていることを確認するときには、その前提として、「自律的な生き方を害されない権利」が論理的に先行し、これが害されているからこそ「内心の静謐」が害されている、と見るべきである。

「内心の静謐」について被害を認定した事例としては、水俣病の認定が遅延したことについて、認定申請者が国と熊本県に対し国家賠償を求めた事件の最高裁判決で、「焦燥、不安な気持ちを抱かされないという内心の静謐な感情を害されない利益」が、国賠法上保護される利益であることが確認されている。この事例でも、何もしないという意味での静穏な状態が保護の対象となっているのではなく、自らの意思で行った行為に対して当然に進行すべき手続きが進行しないことにつ

いて心理的苦痛が生じたことについて、被害が認定されている。

「内心の静謐」の類型に属する主張は、上記の判例を見ても、判例上確立しているものと言える。志田意見書（甲 B 第 16 号証）においても、まずは判例上確立している法理の枠組みに沿って人格権の支分的な分類が行われている。しかし以上のように見てくると、この「内心の静謐」という類型には、多くの場合、それに論理的に先行して当人の自律的な実践が存在し、これが害されたときに生じた耐えがたさ、焦燥感などの精神的苦痛が「内心の静謐」の侵害として経験されるのだと考えるのが実態に即している。本件で提出した控訴人らの陳述書(追加陳述書を含む)には、直接には「平穩生活権」や「内心の静謐」といった用語はない。しかし、それぞれ出生、職業、体験などこれに先行する前提部分に各人の自律的な実践が示されている。そして、新安保法制法成立に対する受け止めと感情の吐露がある。後者はとりもなおさず「内心の静謐」や「平穩生活権」が侵害されたことを示すものと読むべきである。

オ 自律的な生き方を害されない権利

(オ)の自律的な生を害されない権利は、既に(エ)で主張したとおり、これまで判例で認められてきた「平穩生活権」や「内心の静謐」、また宗教活動や職業活動にも論理的に先行するものである。

また、加害者になりたくない者の権利も(オ)の自律的な生き方を害されない権利の基礎として、これが害されたときの苦痛すなわち「内心の静謐」への侵害(エ)を問題とするものである。

少なくない控訴人らの陳述に見られる「意に反する加害加担を拒む」という主張は、平和的生存権からも導出される内容ではあるが、これとは別に人格権からも導出される内容である。人格権から構成したときの内容は、日本国憲法における平和主義と平和的生存権についていかなる解釈をとるかということとは別の論理によるものなので、別途、考察を要する。

控訴人らの主張のうち、加害者となることの精神的苦痛ないし耐え難さという内容は、人格権の観点から見ると、その行為が何であれ、意に反する参加関係に組み込まれることを強要されない権利というべきものである。

たとえば意に反して特定政策を求める署名賛同人にさせられたりすれば、人格権の一類型である氏名使用に関わる権利の侵害となる（支分的分類では、「カ」の自己情報に関わる権利の一類型となる）。また、Xの価値観からは善に見えてもYの倫理観からは暴力や「いじめ」に見えるような事柄について、XとYのどちらの見解が正答であるかには拘わりなく、YはXから当該行為に参加強制されない自由を有している。実際にこうした強要があったときには、刑法上の「強要罪」が成立するし、民法上の不法行為も成立する。この場合の保護法益は、当人の自律、すなわち（オ）の支分的類型の人格権である。この人格権からする訴えを、「平和的生存権の具体的権利性」の否定という論拠から棄却することは誤りである。

この「意に反する行為」がとくに違法行為や人道上問題のある行為であるために当人の真摯な規範意識からして強い倫理的忌避感を生ぜしめ、そのために当人の内面に心理的苦痛を与える（与えた）という場合には、とくに法的救済を要するものとして斟酌されなければならない。

この権利は、理論上は、主観的な心痛・精神的苦痛を伴わずに「意に反する行為に加担させられること」の被害だけが生じることもありうるため、理念型としては、（エ）と（オ）は異なる類型として分けるべきであるが、本件では、この問題に言及している控訴人らはすべて、同時に強い精神的苦痛（エ）を訴えている。

先に述べた個々の違法行為強要と異なり、自国の集団的自衛権行使によって国民がその加担に構造的・自動的に組み込まれるという問題については、これを防止する法令上の規定は存在しない。したがって、これを忌避したいと思う者は、これが忌避できない状況にあることの精神的苦痛を訴え、これをもって司法に救済を求めるしか手立てがない。

本件では、このような加害行為への間接加担の強制は、新安保法制法と国民保護法上の制度構造から自動的に起きるものである。すなわち、原審準備書面（22）において詳論したとおり新安保法制法と国民保護法との連動によって平時から有事まで切れ目なく、国民は事実上、法律上協力を強いられる立場にあつて忌避することは不可能もしくは著しく困難である。この意味での精神的苦痛には具体的根拠があり、政府によって台湾有事の可能性が示され、これがいつ起こるか分からないという不確実な状況でより深刻なものとなっている。

次に、これは倫理観や規範意識への葛藤の強要という内面の問題にとどまらず、より現実的で外面的な安全・安心、すなわち被害を受けたくないという問題にも直結する。国際紛争において加害行為を行わない国の国民であるということは、海外では高い信頼の源となっており、この国際社会における信頼＝「名誉」が傷ついたことにより、海外での各種の活動における危険性が増しているという事情も、戦地報道を職業とするジャーナリストや海外 NGO 関係者が語っている。

この事情に照らしたとき、この間接的加害加担の問題は、被害を受けたくないという自己利益の問題とも直結しているものであるため、控訴人らのうちこの点を訴えている者が感じている心的苦痛を、法的利益となりえない感情・信条の問題と見たり、自己利益とは異なる国政への抽象的な憂慮と見て当事者性を否定したりするのは誤りである。

日本の現行法ではこのような、名誉と信頼と安全・安心すべてが繋がっているという連環問題を直接に扱う法令は存在しない。

しかし本来、自己の「社会的信用」を社会生活上の利益として重んじ、これを失うことを損害として観念することは、人格権のうちでもっとも古くから法制化されている名誉毀損法制における「名誉権」の本質に属する事柄である。この問題については、人格権の支分的類型のうち少なくとも（エ）の「内心の静謐」と（オ）の「自律的な生き方」が害されている状態として、法的保護が与えられるべきである。他国との戦争行為であるか、それ以外の何らかの集団的行為である

かを問わず、なんらかの法規範や共有された社会倫理に違反する行為を強要されること、これによって社会的信用や自尊の毀損・低下を被ることは、遵法精神と名誉感覚をもつ人にとっては、激しい心理的苦痛を伴う出来事であることを、従来に増して重く理解すべきである。こうした自律的道德心は、各人各様であるため、「そのように感じない者も多数存在する」という理由によって棄却することのできない問題である。「そのように感じない者」と、「そのように感じる者」とは法的に対等であるため、その中で裁判所が、そのように感じる提訴者の主張を退けて、当該訴訟で訴えも答弁も行ってない「そのように感じない者」を擁護することは、当事者主義からの逸脱となり、裁判の公平性を損なう価値判断を持ち込むこととなる。

なお、原判決は、「主権者としてないがしろにされない権利利益」及び「控訴人らの憲法改正・決定権」に関して、具体的権利利益とは言えないと判断する。しかしながら、その権利性を否定することは、本件においては、最終的には「意に反する加害加担を拒む」こと自体を否定することに帰着せざるを得ない。しかし、「意に反する加害加担を拒む」利益は、突き詰めると「良心の自由」に関わり、個人の自由の核心であるから（前述）、個人の尊厳と自由権を保障する近代憲法の理念にもとることとなる。

カ 自己情報にかかわる人格権（名誉権、プライバシー権、肖像権など）

人格権の中には、「表現の自由」を制約するものとして、名誉権（名誉毀損の保護法益）、プライバシー権、肖像権といった自己情報に関する諸権利がある。それぞれの保護法益は異なるが、社会生活の中で自己の情報をみだりに利用されることを拒むことのできる権利という意味で、自己情報にかかわる諸権利とすることができる。

本件安保違憲訴訟では、この類型の人格権は直接には関係しない。しかし、日本における人格権発展の出発点のひとつである「宴のあと」事件の東京地裁判決

においては、プライバシー情報が世間に公開されることの何が本人にとって問題なのかという、より本質的な部分について、「当該私人の私生活とくに精神的平穩が害われること」が問題の本質であることが述べられ、結論として、原告が「平安な余生を送ろうと一途に念じていた一身上に堪えがたい精神的苦痛を感じた」ことをもって、「宴のあと」の作者、発行者、発売者に対し損害賠償義務があると認めている（太字強調は訴訟代理人による。）。

人格権は、現在では問題場面に応じた支分的類型が多数に上り、それぞれに異なる内容となっているが、人格権の全体を統合する支柱と言うべき本質的利益ないし保護法益は、この判決でおおよそ明らかにされていた。こうした「精神的平穩」への害をもたらすものは、プライバシー情報の暴露のみとは限らず、これが侵害される場面はさまざまである。

このように、判例法理上「内心の静謐」と呼ばれるに至った人格権と「プライバシー権」とは、それが侵害されるときに態様・場面は異なるにせよ、保護されるべき最終的な法益は共通のものが観念されていた。したがって、当時新しい権利だったプライバシー権を認めた判決が先例として確立している現在、その中核にある精神的平穩の利益が別の要素によって害されているというとき、この保護法益及びこれに対する害を「抽象的」と見て退けるべき理由はない。控訴人らの訴えの中では「内心の静謐」（エ）や「平穩生活権」（ウ）の被害認定にあたって、このことを勘案すべきである。

キ 手続きや契約が遵守されることに関する期待権

a 期待権と憲法改正決定権について、理論面の確認

控訴人らが、2015年の新安保法制の成立により、焦燥や不安な気持ちを抱かされ「内心の静謐」を害されていることは既に述べた。この被害が生じている原因の中に、期待権侵害の問題がある。日本国の国民として当然に有しているはずの手続き参加の権利がないがしろにされたこと（より具体的に本件に即して言

えば、手続きが行われない限りは一方的に実質の憲法改正が行われることはないという期待が裏切られたこと)によって生じた、衝撃と焦燥感、屈辱感、公民として国政に関心を持つことがもはや無意味に思えるという無力感、喪失感などが、ここでの問題である。

「期待権」は、一定の事実が発生すれば一定の法律的利益を享受するという期待を内容とする権利である。医療過誤訴訟から「表現の自由」にかかわる訴訟まで、広い領域にまたがって用いられる権利であり、「期待」の対象・具体的内容が特定されないという意味で空虚な概念と言える。したがって、医療過誤問題や「表現の自由」関連の裁判の中で認められてきた期待権の論は、憲法改正手続きについても認められるべきである。

この点、原判決は、憲法改正決定権とともに主権者としてないがしろにされない権利利益につき具体的利益とはいえないとする。

しかし、これまでの判例を見ると、会場を貸すという契約を交わした以上は会場が借りられることにつき借主は期待権を有しているので、貸主は正当な理由なく一方的にこれを破棄してはならない、とか、公民館だよりという冊子にある文芸作品が掲載されることが慣例や諸般の事情から当然に期待される場合に、それを正当な理由なく拒んではならない、といった場面で「期待権」が人格的利益の一種として認められている。

そうした中で、本件では、その中身となる内容——期待される内容——が、「憲法改正手続きなしに憲法改正が行われることはない」「改正があるならばその可否について主権者である自分たちに意思表示の機会が保障されているのだから、その機会は確保されるはずだ」というものだった。私人同士でも認められ保護されている「期待」が、憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負う国家公務員の行為である憲法改正手続の実施に関して保護されない理由はない。

b 裁判例

この論点について控訴人らが訴えている焦燥感は、先にも参照した1991年

最高裁判決——水俣病の認定が遅延したことで生じた精神的被害への国家賠償を認めた判決——で論じられたものと、実質的に同種のものである。また、「期待権」という言葉を明示的に用いた判例としては、9条俳句公民館だより不掲載事件判決（最高裁2018年12月20日小法廷決定および東京高裁（控訴審）平成30年5月18日判決（LEX/DB25449514））を参考とすべきである。この事例で、裁判所は、諸般の経緯からすでに生じていた原告の期待を正当なものとして斟酌し、それが拒まれたことについて人格的利益への侵害があったことを、公民館（自治体）の側の「違法」行為と認めている。

本件について言えば、憲法は、96条1項において、憲法改正が行われるときには主権者である国民に「国民投票」という形で直接に参加する機会を保障している。国民は、この保障を信頼することにつき、正当な権利を有している。すなわち、この手続が欠落したままで憲法の規範内容が解釈の限度を超えて変化し、実質の「改正」と言うべきところまで改変されることはないという期待、そのようなレベルの内容改変の提案があるとしたら国民投票が行われ、その可否について意思表示を行う機会が保障されるはずだ、という期待を持つことについて、正当な権利を有している。

にもかかわらず、憲法を通常の国語力をもって読んだときの意味とは明らかに矛盾する解釈（2014年7月閣議決定）と、この解釈に基づいて行われた立法（2015年9月に採決された新安保法制）によって実質的な憲法内容の改変が起きたことで、控訴人らは困惑し、その動揺を陳述書において言葉にしている。ここに怒りや失望などの感情的要素があることをもって、本件の訴えが感情や政治的意見に過ぎず法的救済の対象とならないと見ることは誤りである。これらの言葉は、「期待権」および「内心の静謐」を害された当事者が、法への信頼を裏切られ内面の均衡（静謐）を害された状態から発した言葉である。裁判所は、手続きに参加すべき当事者である控訴人らが手続への参加から排除されたまま承服しえない憲法状況に置かれたことが、当人たちにとって真に「内心の静謐」を害す

る出来事であったことを示す材料として、これらの語気を読み取るべきである。

この期待権侵害が現に生じていると言えるかどうかは、憲法の規範内容が解釈の限度を超えて変化し、実質の「改正」と言うべきところまで改変されたと言えるかどうかを検討しなければならない。

第3 控訴人らの人格権侵害について

1 総論

これまで述べたとおり、人格権侵害に関する判断については、①包括的人格権と支分的類型、②憲法上の権利かどうか拘泥されるべきではないこと、③人格権の尊厳型・身体的物理的被害性と、自律型・精神的主観的被害性などを特徴とする人格権の性質に基づいて、当該問題を扱うにふさわしい法理の確認や該当性判断、そのための訴えの対象となっている事柄に係る立法事実や、被害に係る社会的実情を精査するなどの法的推論作業が尽くされなければならない。

その法的推論作業の方法は、志田追加意見書のとおりであり、控訴人らのうち、代表的な控訴人らについて記載されているとおりであるが、ここでは、控訴人らの陳述を検討するうえで、留意すべき要素を指摘した上で、各支分的類型について主張する。

2 前提として斟酌すべき要素

(1) 法律家ではない人々の陳述の読み方

控訴人らは、そのほとんどが法律実務家ではないので、自己の苦痛や逸失利益について表現するにあたって、法的な「被害」(被侵害利益)として構成できる部分と、背景事情としての人生経験や戦争体験、社会や国政について有する信条や社会運動への意欲などの要素とを、整然と区分することはできなくて当然である。

裁判官、弁護士、法学研究者は、専門的な訓練を経ることによって、これらと法律事実との弁別を行う特殊技能において専門職たり得ている。これと同等の思

考技術を一般人である控訴人らに課して、その思考技術が不十分であることをもって原告に不利な判断を導くことがあってはならない。このような不当な負担を控訴人らに課すべきではない。

生きた人間のもともとの内面は、上述の多様な要素を整然と弁別しているわけではない。被害として訴えるべき精神的苦痛があるとき、「なぜ、他の人にはそれほど苦痛として感じられないものが、自分には耐えがたく切実な苦痛として現れてくるのか」を説明しようとするれば、当人の過去の体験や、大切にしてきた信条や、社会・国政への期待・信頼といったものが前提事情として出てくるのは当然である。

控訴人らの陳述内容に即して言えば、過去の体験記憶が生々しく再生されることが現在の苦痛として経験されるという事情や、一定の信条や公民的精神を有するからこそそれが阻害されたときに強い苦痛や屈辱感が惹き起こされるという事情、あるいは国政や法の定める手続きを信頼していたからこそその信頼が裏切られたときに強い動揺や焦燥感が惹き起こされる、という事情などが、精神的苦痛や平穩生活の阻害などの前提としてまず存在する。当事者にとってはその前提事情を語らねば現在の自己利益への侵害について語りえないため、陳述の多くの部分がこの前提事情に費やされていることを理解する必要がある。

したがって、陳述にこうした要素が含まれることをもって陳述の全体を法的救済になじまない「感情または政治的意見」と見るべきではない。それ自体としては法的救済や法的判断になじまない記憶や感情や意見・信条などが背景事情の説明として書かれていることは、そこに含まれる精神的苦痛等の訴えを無化する理由とはならない。裁判所は、(1) 法的判断のために法律事実を汲み取る作業においては、人格権ないし人格的利益の諸類型に該当する部分(要部)に判断の焦点を当て、(2) その際の理解の補助として、原告の語るそれぞれの前提事情を、それぞれの人生を生きてきた現実の人間の陳述であるという要考慮要素とすべきである。

また、控訴人らは「平穩生活権」や「内心の静謐」といった法律用語や、これに該当しやすい典型的な語彙について、まったく知識をもたない状態で陳述書を書いている。その中で控訴人らの多くは、自分が精神的苦痛を被っているという事実については簡潔な記述で済ませ、むしろ、なぜその苦痛が生じているのかという前提について多くの字数を費やしている。このことは、本件で提出されている陳述書全体に通じる特徴として、理解すべきである。

(2) 体験に基づく記憶の特殊性

上記(1)の読み方で控訴人らを含む同種訴訟の提訴者らの陳述書を読んだとき、以下の特性が共通して見出される。

戦時中に被災体験のある人や、軍人として戦闘経験のある人の記憶には、特別な注意が必要である。これらの《生死》に直結する恐怖体験というものは、人間にとって特殊な記憶となり、それがなんらかのきっかけで想起・再生される際には、現在のことのような特殊な鮮明さをもって想起・再生されることが多く、これが当人にとって精神的苦痛となり、日常生活に支障をきたす場合も多く、重篤な場合には希死念慮などによって生存意欲そのものに困難が生じる例もある。控訴人らの陳述書を読むだけでは、2015年以降の新安保法制によって受けた被害を述べる陳述書になぜ75年前の終戦体験の記憶が克明に描かれているのか、その関係がわかりにくい陳述もある。

しかしそれらの記憶は、陳述する当人にとっては、現在の精神的苦痛として想起・再生されているものであり、その精神的苦痛のうち2015年以降の新安保法制によってもたらされたものや悪化したものについては、国にその責任を問う、というのが控訴人らの訴えの筋道である。

また、自己の属する国が戦争に参加する制度を採用することについて、自分が間接的な加害加担を強制されることになることを拒否している控訴人らがいるが、この問題においても、戦争被害経験者や、家族に軍人としての戦闘参加経験者が

いたという控訴人らの陳述に注意を払う必要がある。そうした記憶を持っている人の場合、加害に間接的に加担することについて、そうした経験を持たない人よりも強く鮮烈に、その加担が生み出す結果（戦地・被害地において生身の人間に起こる惨状）が想像・予見できるため、これに対する心的苦痛と倫理的罪責感も、その背景事情から、より強く深刻なものとなると考えられる。この苦痛は、「そう感じない人もいる」という事実によって否定されるべきではなく、真摯に考慮すべきものである。この権利侵害該当性について検討する場合には、上記の考慮要素を勘案する必要がある。

（3）地域特性

また、控訴人らの居住する地域が有する歴史的特性や現在の特性にも留意が必要である。空襲などの戦災を受けたことや、基地や演習場などの軍事施設が近くにあること、同郷出身者に自衛隊員が多いといった、当該地域が共有する経験記憶があり、これが家族や地域住民間の間でも日常会話の中で語り継がれてきたことが、控訴人らの陳述の多くから読み取れる。

こうした共有記憶に関する言説は、長い年月を経て人の内面に織り込まれ、当然の前提となっていることが多く、これをあらためて整然と言語化することは当事者にとって難しいものである。とりわけ多くの死傷者を出した空襲の記憶などは、多くの地域で、共有されつつも生々しく語ることをはばかる暗黙の了解事項となっており、言語化には困難や苦痛が伴う。控訴人らの多くに、この事情が認められる。

また、こうした地域的特性と同様に、戦争体験のある家族等から直接に戦争の話聞いて育った人々も、有事になったとき何が起こるか、具体的に想像できる度合いが高く、これに応じて危惧感、恐怖感、忌避感も高くなる。

日ごろからこうした問題に関心のある人々は、報道や図書、地域資料館などを通じて多くの情報を日常的に得ているため、そうした関心を日ごろ持たない人々

に比べ、格段の知識と、その知識を根拠とした予見力を有している。さらに市民活動を通じてそれらの知識を相互に共有したり、海外の紛争地での現況についても生々しい情報を共有したりしているため、専門家やジャーナリストに準じる知識と予見力を有している人が少なくない。

そうした人々の危惧感・恐怖感や心痛、自己が間接的加害者となることへの忌避感の強さは、単なる主観的感情ではなく、知的根拠と規範意識に基づいた危惧感・恐怖感・心痛として、誠実に斟酌する必要がある。「そのような感覚を感じない人もいる」との理由でその被害性・要救済性が否定されるべきではない。

(4) 社会的弱者にとっての危惧，恐怖感

災害や有事について、社会的に弱い立場にある人々が有する生命・生存に関わる危惧感や恐怖感というものは、特別な切実さがある。災害・有事の際に、救助や救済の対象から外されたり、社会的インフラ等から排除されたりするのではないかという危惧や、特殊な標的にされることの恐怖感があるからである。

これに加え、高齢化が進んでいる地域や高齢者のいる世帯では、何事かが起きたときに自己または家族全体が迅速に行動できないことの不安もありうる。2015年以降の日本の法制をこの視角から見たとき、軍事的攻撃への軍事的反撃という意味での「事態対処」に関心が集中しており、標的となりうる地域の住民をいかに安全に退避させるか、そのために国の機関が動くのか、といった問題については、いわゆる「国民保護法」において自治体や学校・病院等の協力義務が定められているのみで、国が新たに採用した実力ないし戦力の行使を伴う対処から生じる混乱や危険に対して国民をどう防護し退避させるかという観点からの政策的配慮は行われていない。このことについて本件を含む同種訴訟で多くの提訴者が不安や恐怖を感じるのは当然の道理である。とくに標的となりうる地域の住民、過疎化によるインフラ整備の遅れ・後退が憂慮されている地域の住民、また社会的弱者を受け入れている施設のある地域の住民と施設職員にとっては、《有事の際

には、国が軍事応戦型の対処に関心を集中した結果、自分たちは危険の中に取り残される」という危惧・恐怖の念は、深刻なものである。こうした社会的に弱い立場にある末期患者等に日常的に接する者、障害のある子を持つ親、自らも障がいを持つ者などが控訴人らの中にもいる。こうした控訴人らの不安感・危惧感は深刻なものである。

近年新田原基地の米軍利用や、日向灘、えびの霧島などで多国間訓練が数多く実施されるなど、特に軍事基地機能が集中しつつあるうえ、高齢化が進む宮崎県の住民である控訴人らは多かれ少なかれいずれも同じような危惧・恐怖を持っている。

(5) 職業または社会活動を通じた専門知識を持つ者の精神的苦痛

控訴人らの中には、職業経験や社会活動経験から得た専門知識によって、有事になったとき何が起こるか・起こり得るかを、理路をもって具体的に想像・予見できる者が多数いる。

このタイプの人々の危惧感、恐怖感あるいは自己が間接的な加害者となることへの忌避感の強さは、「そのような感覚を感じない人もいる」という事実との単純な比較で「主観的感情」「政治的意見」と断じるべきではなく、相当の根拠をもった内心の動揺、葛藤、耐えがたさとして理解すべきものである。これらの控訴人らの訴えは((オ)→(エ))型、すなわち「自律的な生き方」が害されていることから「内心の静謐」が害される心痛が生じているものと分類できる。こうした専門知識を持つ者の葛藤や耐えがたさは高度なものであること、その度合いの高さには相当の根拠があることに留意が必要である。陳述内容から、この苦痛の度合いが高く、睡眠障害や、この憂慮によって日常の仕事が手につかず中断されるなど、当人の生活・職務に支障が出ていることが読み取れる場合には、(ウ)の平穩生活権侵害に該当すると見るべきである。

原判決は、このことを真摯に考慮して精査を行っているものではない。裁判所

においては、専門家の意見書および証人尋問と並んで、それに準じる水準の見識を有する控訴人らが抱く真剣な危惧感や不安感についても、検討と判断の対象とすべきである。

3 本件の訴えにある「危険性」とその「具体性」について

(1) 控訴人らの陳述書等に見られる二つの要素

控訴人らの訴えの内容と権利侵害該当性について理解するためには、本件で問題となっている「危険性」と、原判決における「具体性」について整理し、ズレのある部分について確認しておく必要がある。

今日、各国が有している軍事力の質を考えたとき、国内の施設のどれが標的にされるか予想がつかず、どの施設も標的になりうる。場合によってはただちに生命の危険が生じうることは周知の知識であり、大多数の人間はそれを考えないこととして精神の平静を保っていると言ふべきである。他方、控訴人らは、上述のような相当の知識や地域特性を前提に、事態の成り行きを危惧している。こうした怖れと、この問題に知識や関心をもたない人々の《無関心による平静》とを同列に並べて数で比較することは誤りである。

控訴人らの陳述書等からすると、控訴人らが危惧し、不安・恐怖感を抱いている「危険」は、《制度的欠陥による危険性》と、《現実事象における危険性》との両面から理解すべきである。

《制度的欠陥による危険性》とは、新安保法制に制度上の歯止めがないことから、控訴人らに生じうる被害に関する危険性である。これに対して《現実事象における危険性》とは、現在の国際情勢から見て、日本がなんらかの軍事的緊張関係に立たされており、そこに日本が軍事的に関与・参加する可能性が具体的に高まっている、という危険性の問題である。そのどちらに力点を置くかは、人によって異なっている。裁判所は、この二面からの危険性を精査・確認すべく、専門家の知見、その他控訴人らの主張立証に現れた危険性に関する事実を十分斟酌す

べきである。

どちらの危険性についても、これらが高まれば控訴人らの心的な危惧感・不安感・恐怖感も高いものとなる。ただし、《現実事象における危険性》が高まったという事実は、単独では被控訴人（国）に責任を問うには無理のある不可抗力である場合もあり、そのみで法的な《被害・加害》の関係を構成することにはならない。しかし被控訴人たる国が採っている政策や対処が、この危険を惹起または増幅するものであったときに、法的な意味での加害性・権利侵害性が認められ、さらに違法であった場合に国家賠償法上の責任が認められる。たとえば、国が安全保障上の必要がないにも拘わらずこの危険を高める行動をとったために控訴人らに恐怖感を与えるような軍事的緊張が生じた、あるいは、事態の実態を知る者であれば恐怖感を感じて当然と言える軍事的緊張が存在する中で、その緊張を低減緩和する責任は国にあるところ、逆にことさらに緊張を高め控訴人らの恐怖感を増大悪化させた、といった事実がある場合には、国の行為に権利侵害性を認めるべきである。そして、上記のように《必要のないところで国がこの危険を高める行動をとった》、あるいは《ことさらに緊張を高め控訴人らの恐怖感を高めた》と言えるかどうかを判断するには、もう一つの要素である《制度的欠陥による危険性》を精査しなくてはならない。

このように、裁判所は、二つの危険性の両面を検討対象とする必要があるが、本件における法的判断においては《制度的欠陥による危険性》のほうが主要かつ決定的な要素となる。ただ、この《制度的欠陥による危険性》は《現実事象における危険性》が生じることによって可視化・顕在化し、その危険の具体性もより高いものとなるため、控訴人らの訴えを理解するにあたり、《現実事象における危険性》が存在するか否かも重要な考慮要素となる。この両方の要素が同時に認められる場合には、その危険性と具体性はより確実なものとなり、これへの危惧感と恐怖感を訴えてきた控訴人らへの法的救済の必要性・適格性も確実なものとなる。

(2) 制度的欠陥による危険性

《制度的欠陥による危険性》は、新安保法制に規定されている外国軍隊への軍事協力に制度上の歯止めがないため、有事の際にはどれほどの「巻き込まれ被害」を受けるかわからない、また他国にどれほどの軍事的被害を出す（自分が間接的加害者となる）か、そしてその報復を加害国の国民として受けることになるかわからない、という危険、およびこの危険から生じている危惧・恐怖である。その危険の「具体性」を検討する際には、この制度的欠陥が現にあるのかどうかを、その制度およびその制度のもとにある行政組織を精査することによって確認すべきである。（本件では新安保法制法自体の内容と仕組みおよび法施行後の政府特に防衛省や自衛隊の動きがそれにあたり、これまで繰り返し主張立証してきたところである。）

このタイプの危惧・恐怖の内容について、現実の軍事衝突が生じた後でしか語りようのない「具体性」を要求することは、事柄の性質上、もともと不可能である。したがって、これができないことをもって「具体性」を否認することは、検討のあり方として誤りである。（甲 B1 7 0 号証長谷部教授意見書、同 1 8 5 号証青井教授論文において、本件で伝統的な民事損害賠償請求事件と同様の客観的・具体的権利・利益侵害を要求すべきでないとするのと同様である。）

(3) 現実事象における危険性

控訴人らが訴えている危惧感、不安・恐怖感の対象ないし原因には、上に見た《制度的欠陥による危険性》に加えて、《現実事象における危険性》がある。

これは欠陥のある車両が走行しているときの道路環境に喩えるとわかりやすい。欠陥車両が乗客を乗せたまま走行しているとき、この車両が乗客に与えている物理的危険と心理的恐怖感は、その車両自体を点検することによって確認すべきものであるが、他方、その車両が置かれている場所・環境によっても、事故が起き

る蓋然性と心理的恐怖感は高まる。控訴人らが訴える危険性は、この両面から考察しなくてはならない。《制度的欠陥による危険性》に加えて、国内外での軍事基地周辺での事件・事故の多さや、日本の防衛行動に関係する国際的緊張が存在するといった事情などがあれば、《現実事象における危険性》が具体的に存在すると言ふべきである。

そして、国内での外国軍軍事基地周辺での事件・事故の多さについては、控訴人らの精神的苦痛の内実となる危惧・恐怖の具体性を確認するための考慮要素として、次の事情を加えるべきである。

①控訴人らの怖れの具体性と、軍事基地周辺での事故の多さ

控訴人らの訴えにある不安感や恐怖感が、具体的で切実なものであることは、以下の事実からも理解できる。

米軍基地周辺で、軍用機墜落事故や交通事故、誤射事件など、死傷者が出る事故や死傷者が出てもおかしくない事故が頻発していることは、こうした問題に関心のある人であればメディアの報道を通じて知ることができる。日本国内の随所で、こうした事故・事件が実際に繰り返し起きているという具体的な現実を知っている人々にとって、「ここでもそれが起きるのでは」という予見と危惧、恐怖感や平常心を保つことに困難を感じる焦燥感は、十分に具体的なものと見るべきである。

具体的には、たとえば1957年、「ジラード事件」が当時全国に報道された。また、沖縄の基地周辺でも軍用機が墜落する事故や近隣住民が轢き逃げに合うなど、生命身体に直結する事件・事故が起きてきたことも一般に知られている。たとえば1959年には小学校に軍用機が墜落し、学童を中心に17名の死者が出ている。2004年にも、米軍の軍用ヘリが大学の敷地内に墜落し、校舎が大破するという事故が起きた。

ジラード事件は、日米地位協定の前進である日米行政協定によって日本側の捜

査は不完全にしか行えなかった。それ以外の事例は、日米地位協定によって日本の裁判では扱われていないため、国内の裁判例が存在しない。

研究者やジャーナリストと異なり、一般市民である控訴人らは、事件名の一つ一つまでは記憶していないにしても、「この種の事件・事故が日本国内で起きている」という知識は有していると思われる。その場合、「自分の生活圏内にもそうした被害が及ぶかもしれない」という恐れを感じるのは、無理からぬことである。なお、控訴人らの居住する宮崎県では日米共同訓練が多数回実施され、新田原基地周辺では過去に墜落事故もあったし、全国一部品落下事故が多い基地であったとの報告もあったことは主張立証済みである。

②控訴人らの危惧・恐怖の対象

具体的事象は、移り変わる。前述のとおり、そのうちのどれかが、本件訴訟の進行中に現実的・具体的な危険となってくれば、控訴人らの危惧感と恐怖感もそれに応じて「具体的」性格を増すこととなる。しかし当該の個別事情一件が沈静化ないし解決したことをもって控訴人らの危惧感と恐怖感の対象となっている危険が消失することにはならない。控訴人らの危惧と恐怖感の本質は、《制度的な歯止めがないために有事の際には日本がどこまでの軍事行動を行うことになるか、これに伴ってその国の国民である自分がどこまでの被害を受けるかわからない》という恐ろしさである。この恐怖感是个別の国際緊張が沈静化したからといって消失するものではない。

ここで裁判所が確認すべき「具体性」は、先に《制度的欠陥による危険性》のところで述べたとおり、「何が起こるかわからない国際情勢の中で、国のとるべき行動に法的な歯止めが失われたために、控訴人らが『自分の身や生活、生き方などのような害が降りかかってくるかわからない』という危惧や恐怖感を抱いている、このことに具体的な根拠と蓋然性があるか」である。これについてはこれまで繰り返し控訴人らが主張立証してきたところである。原判決も、「原告らの不

安・懸念は理解できないではない」としており、ここに言う具体的根拠と蓋然性を認めたものと解される。

③ 2022年5月時点での事態急変

《現実事象に関する危険性》については、昨年（令和3年）8月に、新たな動きがあった。2021年8月末時点で、アフガニスタンの何らかの派閥組織）から、日本が軍事行動に参加したことに對して海外にいる「日本への協力者」が無差別に攻撃を受ける可能性が高まったことが専門家によって指摘されている。この危惧の現実性を補強する報道として、たとえば以下のような報道がある。「米軍中心の駐留軍は、アフガン人の信頼を勝ち得ることを目指しながら、軍事作戦で数万人規模の民間人を巻き添えにした。駐留継続は反米感情を醸成し、親米政権打倒を目指すタリバーンの支持につながるという悪循環が生まれた。」。またこれと並行して、「台湾有事」の際に米国がどのように動くか、日本にどのような軍事協力を求めてくるか、ということも多くの政治家・報道・識者が発言するところとなった。

さらに本年（令和4年）の2月24日には、かねてより軍事的緊張が憂慮されていたロシアとウクライナの間関係が悪化し、ロシアによる軍事侵攻が現実に行われ、両国間の激しい戦闘と、一般市民の死傷が続いている（令和4年6月6日現在）。これに對してアメリカがなんらかの軍事的対処を行うか否かが、世界中から緊張と憂慮をもって見守られている。アメリカが軍事行動によって対処するとなった場合には、日本がどのような軍事上の協力を行うことになるのか、その問題について控訴人らが真剣な恐怖を感じるのは当然である。この部分については、控訴人らの一部から追加・補充の陳述書を提出しており、なお今後も追加の予定がある。

控訴人らは、陳述書執筆時に各種の国際関係から生じる事象の逐一を予測していたわけではない。しかし、多くの控訴人に共通しているのは、国際社会ではい

つ何時、何が起こるかわからないので、その時に歯止めのない法制度のもとで暮らすことは、「いつ何が起こるかわからない」という恐怖感の中で暮らさざるを得ない、という問題である。つまり、《制度的欠陥》から生じる精神的被害の問題である。こうしたことについて、多数の控訴人が耐え難い心痛を抱えている。

志田追加意見書においては、これらの精神的苦痛の訴えは、少なくとも『内心の静謐』（エ）が害されている状態にある、本人の状態によっては平穩生活権（ウ）への侵害が生じていると見るべきである、との類別がなされている。しかし、志田追加意見書において指摘されているとおり、国際情勢の急変により、日本人や日本国への協力者が特定国から《敵》とみなされ報復攻撃を受ける危険性が高まるような事情が生じれば、これらの控訴人らの精神的苦痛は、「内心の静謐」（エ）から、自己が被害を受ける物理的危険性（ア）や、これに対する恐怖感などの精神的な苦痛（イ）へと類別しなおす必要も生じる。今後、情勢が悪化し、日本が特定国から軍事的意味における「敵国」とされたときには、それに応じて深刻度を高めた人格権侵害の認定を行う必要がある。その際、情勢変化が新安保法制法によりもたらされたものであることは容易に判断可能であろう。そして、控訴人らの陳述から読み取れる支分権の内容とそのこととの関連性もまた容易に判断可能なはずである。なお、控訴人らは、2017年から2018年にかけて起こった北朝鮮からの日本を攻撃対象とする旨の意思表示も無視できないと解する。仮にこれが一過性で終わったと解されるとしても、いつ何時同じ状況に陥るかも知れないとの恐怖・不安は消えない。

4 控訴人らの訴えの検討－権利侵害該当性

（1）志田意見書においては、控訴人らのうち、代表的な15名について、陳述書の内容や原審における原告本人尋問の結果を踏まえ、人格権の支分的類型（ア）から（キ）に沿って、その該当性について考察している。詳細は同意見書（甲B184 34頁以下一覧表、52頁以下）のとおりである。

(2) いずれの控訴人も前記1～3で整理した各要素に照らし、自らの戦争体験、自衛官との関係、基地周辺住民であること、宗教上の確信、東日本大震災被災者としての体験、職業上の知識経験と密接不可分の信条、社会活動上形成した信条、親世代・祖父母世代としての将来世代への自然な愛情等から、新安保法制法がもたらした積極的武力行使の可能性とそれがいつ起こるか分からないという不安や焦燥感を強く訴えており、それが現に日常生活上に具体的に影響している者もいる。

繰り返し主張立証してきたところではあるが、本訴訟の係属中にも新安保法制法が根源（志田意見書によれば「制度的欠陥による危険性」）となった様々な事実行為が重なり、遂に2022年2月には現実に他国での侵略戦争の現実を目の当たりにする状況となって（同「現実事象による危険性」）、控訴人らの恐怖はより現実的で深刻なものとなっている。

少なくとも全ての控訴人において「内心の静謐」が著しく害されていることは明らかである。そして、それは究極的には「良心の自由」に深く関わり（特に加害行為への間接加担の強制への忌避）、かつ自らの生命・身体・健康の安全にまで関わっている。

(3) 控訴人らの訴えは、「人格権」ないし「人格的利益」として、救済が認められるべき具体性を備えているものが多々ある。仮にこれらを「抽象的」な不安と判定するのであれば、その判定に至るための審理を尽くすことが裁判所の職責であり、少なくとも本書面で述べた法的推論作業を示す必要がある。また、決して控訴人らの陳述や証言を、「政治的意見」や感情の吐露と見て法的判断の埒外にあるものとすべきではない。

法律知識を持たない一般人たる控訴人らの生の声によって語られた（書かれた）言葉の中に法的判断を要する要素があるときには、その要部について、十

分かつ誠実な審査検討がなされるべきである。

また、既に検討してきたところで明らかなおり、これら人格権ないし人格的利益について判断するためには、新安保法制法の内容と控訴人らの人格と密接不可分の思想・信条・良心（その共通土台として日本国憲法前文及び9条の精神に対する強い愛着とそれを自己の内面規範としていること）との関連性を分析しなければならない。その分析には、当然日本国憲法の規範内容と新安保法制法の適合性が検討されねばならず、これを躊躇することは許されない。

以 上